

## 2025年度～2026年度社員選挙実施要領

(目的)

第1条 本選挙実施要領は、社員選挙規程第3条に基づき、2025年度～2026年度の社員選挙を実施するにあたり必要な事項を、選挙管理委員会が定めたものである。

(社員数の確定)

第2条 理事会より通知された支部ごとの社員数は次の通り。

北海道支部 2名 東北支部 2名 関東支部 27名 中部支部 8名  
関西支部 16名 中国・四国支部 4名 九州・沖縄支部 6名  
合計 65名

(社員選挙公示資料の作成)

第3条 選挙管理委員会は社員選挙規程に基づき、社員立候補および他薦の募集と選挙日程を含んだ「社員選挙の実施について(別紙1)」を作成する。

社員選挙公示日： 2024年10月1日(火)

(立候補と他薦の受付)

第4条 選挙管理委員会は社員選挙規程に基づき、書面で投票を行う場合には「立候補・推薦登録用紙(別紙2, 3)」により、電磁的方法で投票を行う場合には投票システムにより、立候補と他薦の受付を行う。

立候補・他薦受付期間： 2024年10月15日(火)～10月31日(木)

(社員候補者の選考と推薦者リストの公示)

第5条 選挙管理委員会は前条で受付けた立候補者および他薦による候補者から、社員選挙規程第12条の社員候補者選考基準に則って候補者を選考し、自薦、他薦の合計数の順に並んだ社員推薦者リストを作成する。次点候補者を2名決めておく。

第6条 社員選出についての公示(別紙4)を作成し、選挙権を有する一般会員へ公示する。

社員選出についての公示日： 2024年12月10日(火)

(異議申し立ての受付)

第7条 異議申し立て期間： 2024年12月10日(火)～2025年1月13日(月)

(社員の選出)

第8条 選挙管理委員会は異議申し立ての集計を行い、社員選挙規程第15条に基づいて社員の選出を行う。

2. 異議申し立てにより再推薦が必要になった場合の対応：第5条による次点候補者を社員候補者として再度公示し、異議申し立てを受ける。

(社員選出結果の公表)

第9条 方法：学会ウェブサイトには社員名を公示する。

(附則) この実施要領は、選挙管理委員会が本要領を作成した2024年8月27日から社員選出が終了する日まで、施行する。